

福岡市城南区選挙管理委員会
令和4年9月20日(火)
午前10時00分から

1 議 題

- (1)令和5年検察審査員候補者予定者名簿の調製について (議案第52号)
- (2)令和5年裁判員候補者予定者名簿の調製について (議案第53号)
- (3)選挙人名簿の登録の移替えの延期について (議案第54号)
- (4)福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について (議案第55号)
- (5)福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について (議案第56号)
- (6)福岡市長選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について (議案第57号)
- (7)福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について (議案第58号)

2 その他

- (1)福岡市長選挙の執行計画(案)について
- (2)期日前投票所について
- (3)次回以降の委員会日程について (予定)
 - 令和4年10月25日(火) 午前10時00分から
 - 令和4年11月5日(土) 午前10時00分から

本文中の略語表記について
法…公職選挙法
令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第 52 号

令和 5 年検察審査員候補者予定者名簿の調製について

令和 5 年検察審査員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和 4 年 9 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

1 福岡第一検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿について

- (1) 登載する者の数 19 人
(2) 登載する者の氏名等 別紙のとおり

2 福岡第二検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿について

- (1) 登載する者の数 19 人
(2) 登載する者の氏名等 別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 検察審査会法第 10 条第 2 項の規定による。

○検察審査会法 (抜粋)

第 9 条 検察審査会事務局長は、毎年 9 月 1 日までに、検察審査員候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第 10 条 市町村の選挙管理委員会は、前条第 1 項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第 1 群から第 4 群までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載をされている氏名、住所及び生年月日の記載をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスクをもつて調製することができる。

議題 (2)
議案第 53 号

令和 5 年裁判員候補者予定者名簿の調製について

令和 5 年裁判員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和 4 年 9 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

裁判員候補者予定者名簿について

- | | |
|--------------|--------|
| (1)登載する者の数 | 299 人 |
| (2)登載する者の氏名等 | 別紙のとおり |

(根拠)

- ・議決 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 21 条第 2 項の規定による。

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 (抜粋)

(裁判員候補者の員数の割当て及び通知)

第20条 地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、毎年9月1日までに、次年に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(裁判員候補者予定者名簿の調製)

第21条 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載をされている氏名、住所及び生年月日の記載をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる。

議題 (3)
議案第54号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

移替えを延期する期間

令和4年10月18日から令和4年11月20日まで

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法施行令第17条ただし書の規定による。

○公職選挙法施行令 (抜粋)

(登録の移替え)

令第17条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知ったときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

- (1) 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前60日からその選挙の期日までの期間

議題 (4)
議案第55号

福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

郵便等をもって発送を開始する日
令和4年11月5日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法施行令第53条第1項、第59条の4第4項の規定による。

○公職選挙法施行令（抜粋）

（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付）

第53条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、^{<※1>}第50条第1項、^{<※2>}第2項又は^{<※3>}第4項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合には、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して、その請求をした選挙人が選挙の当日法^{<※4>}第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに（郵便等をもって発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) ^{<※1>}第50条第1項の規定によつて請求を受けた場合にあつては、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送する。

(2) ^{<※2>}第50条第2項の規定によつて請求を受けた場合にあつては、選挙人に直接に交付する。

(3) ^{<※3>}第50条第4項の規定によつて請求を受けた場合にあつては、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもって発送する。

<※1>令第50条第1項（要旨）

登録されている市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者更生援護施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、警察留置場、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

<※2>令第50条第2項（要旨）

現に当該選挙の選挙権を有しないものは、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

<※3>令第50条第4項（要旨）

不在者投票管理者である船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者更生援護施設若しくは保護施設の長、労災リハビリテーション作業所の長、刑事施設の長、警察留置場の留置業務管理者、少年院の長又は婦人補導院の長は、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者更生援護施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、警察留置場、少年院又は婦人補導院にあるべき選挙人の依頼があつた場合においては、自ら又はその代理人によつて、これらの選挙人に代わつて、選挙管理委員会の委員長に対し、文書をもって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

<※4>法第48条の2第1項各号（要旨）

- 1号 仕事や学校がある人、本人又は親族の冠婚葬祭がある人
- 2号 買い物や旅行・レジャーなどで、投票区外に出かける人
- 3号 病気や出産、体が不自由などにより歩行するのが困難な人
- 4号 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域(西区小呂島)に居住・滞在する人
- 5号 区外に転居している人

（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付）

第59条の4（要旨）

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して、その請求をした選挙人が身体に重度の障がいがあり投票日に投票に行けない選挙人に該当すると認めるときは、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を

受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに) 投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。

議題 (5)
議案第56号

福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

交付又は郵便等をもって発送を開始する日
令和4年11月4日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定による。

○公職選挙法施行令（抜粋）

（特定国外派遣隊員の不在者投票の特例）

第59条の5の4

7 市町村の選挙管理委員会の委員長は、^{<※1>}第5項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求に係る特定国外派遣隊員について、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(中略)、当該特定国外派遣隊員が選挙の当日法^{<※2>}第48条の2第1項第1号に掲げる事由に該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(中略)、^{<※1>}第5項の規定による請求をした特定国外派遣組織の長又はその代理人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送しなければならない。この場合において、当該特定国外派遣隊員が船員であるときは、当該特定国外派遣隊員の選挙人名簿登録証明書に当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

<※1>令第59条の5の4第5項（要旨）

<※³>
第1項の申出を受けた特定国外派遣組織の長は、選挙の期日前3日までに、当該特定国外派遣隊員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しなければならない。

<※2>法第48条の2第1項第1号（要旨）

仕事や学校がある人、本人又は親族の冠婚葬祭がある人

<※3>令第59条の5の4第1項（要旨）

特定国外派遣隊員は、選挙の期日前5日までに、当該特定国外派遣組織の長に対し、当該特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域内で投票をしようとする旨の申出をすることができる。

議題 (6)
議案第57号

福岡市長選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

郵便等をもって発送を開始する日
令和4年11月5日

(根拠)

- ・議決 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項の規定による。

○特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（抜粋）

第1条第3項

市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本と対照して、その請求をした選挙人が特定患者等選挙人に該当し、かつ、法第三条第二項本文に規定するときに該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。この場合において、前項の規定により選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の提示を受けたときは、当該選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

議題 (7)
議案第58号

福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

令和4年9月20日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号
福岡市城南区選挙管理委員会事務局

(根拠)

・ 議決 公職選挙法第49条の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)
(不在者投票)

第49条

前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。